

第4回常陸大宮市議会定例会議案

令和7年12月2日

常陸大宮市

○目次

報告第14号	市が出資している法人の経営評価結果について	P1
報告第15号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	P3
報告第16号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	P5
議案第83号	常陸大宮市辰ノ口親水公園の設置及び管理に関する条例	P7
議案第84号	常陸大宮市花立自然公園の設置及び管理に関する条例	P11
議案第85号	常陸大宮市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	P19
議案第86号	常陸大宮市印鑑条例の一部を改正する条例	P23
議案第87号	常陸大宮市税条例の一部を改正する条例	P27
議案第88号	常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	P37
議案第89号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	P41
議案第90号	道の駅常陸大宮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	P45
議案第91号	常陸大宮市営公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	P49
議案第92号	常陸大宮市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	P55
議案第93号	常陸大宮市社会体育施設条例の一部を改正する条例	P59
議案第94号	常陸大宮市火災予防条例の一部を改正する条例	P67
議案第95号	常陸大宮市山方養殖施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例	P73
議案第96号	常陸大宮市母子父子福祉手当等支給条例を廃止する条例	P75
議案第97号	常陸大宮市山方自然生態観察施設淡水魚館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例	P77

議案第98号	指定管理者の指定について	P79
議案第99号	指定管理者の指定について	P81
議案第100号	指定管理者の指定について	P83
議案第101号	指定管理者の指定について	P85
議案第102号	指定管理者の指定について	P87
議案第103号	指定管理者の指定について	P89
議案第104号	指定管理者の指定について	P91
議案第105号	指定管理者の指定について	P93
議案第106号	指定管理者の指定について	P95
議案第107号	指定管理者の指定について	P97
議案第108号	令和7年度常陸大宮市一般会計補正予算(第4号)	別冊
議案第109号	令和7年度常陸大宮市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第110号	令和7年度常陸大宮市介護保険特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第111号	令和7年度常陸大宮市温泉事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第112号	令和7年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第113号	令和7年度常陸大宮市上水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
議案第114号	令和7年度常陸大宮市下水道事業会計補正予算(第1号)	別冊

報告第14号

市が出資している法人の経営評価結果について

常陸大宮市の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（令和元年常陸大宮市条例第27号）第5条第2項の規定により実施した市が出資している法人の経営評価の内容等について、同条第5項の規定により、別冊のとおり報告する。

令和7年12月2日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙（令和7年専決第8号）のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月2日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第8号

専決処分書

美和小学校における車両損害事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月31日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

1 相手方

常陸大宮市在住者

2 損害賠償の額

一金282, 150円

3 事故の概要

令和7年10月7日午後3時30分頃、美和小学校敷地内を市会計年度任用職員が刈払機により除草作業中、当該作業で飛散した石が同敷地内に駐車していた相手方車両に当たり、当該車両のフロントガラスを損傷させ損害を与えた。

4 和解の内容

市は相手方に対し、上記損害賠償の額を支払い、今後本件に関するいかなる事情が生じても双方異議を申し立てない。

5 専決処分を行う理由

美和小学校において発生した車両損害事故における損害賠償の額を決定し、和解することについて、市長の専決処分事項について（令和3年常陸大宮市議会議決）第7号の規定により、専決処分するものです。

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙（令和7年専決第9号）のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月2日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第9号

専決処分書

市道1-6号線における車両損害事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月17日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

1 相手方

茨城県那珂市在住者

2 損害賠償の額

一金14,529円

3 事故の概要

令和6年12月5日午後0時30分頃、相手方が泉地内の市道1-6号線から市道10726号線に左折した際に、市道の縁石から露出していた鉄筋に接触し、当該車両左側下部のエアロパーツを損傷させ損害を与えた。

4 和解の内容

市は相手方に対し、上記損害賠償の額を支払い、今後本件に関するいかなる事情が生じても双方異議を申し立てない。

5 専決処分を行う理由

市道1-6号線において発生した車両損害事故における損害賠償の額を決定し、和解することについて、市長の専決処分事項について（令和3年常陸大宮市議会議決）第7号の規定により、専決処分するものです。

議案第83号

常陸大宮市辰ノ口親水公園の設置及び管理に関する条例

常陸大宮市辰ノ口親水公園の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

辰ノ口親水公園について、本市における観光誘客・プロモーションを促進する観光レクリエーション施設の拠点として、その位置付けを見直し、地域活性化に取り組むため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市辰ノ口親水公園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、常陸大宮市辰ノ口親水公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市の豊かな自然資源を生かした観光レクリエーションの場を提供することで、交流人口の拡大を図り、もって地域振興に資するため、常陸大宮市辰ノ口親水公園（以下「辰ノ口親水公園」という。）を常陸大宮市辰ノ口1339番地の2に設置する。

(施設)

第3条 辰ノ口親水公園は、次に掲げる施設で構成する。

- (1) ふるさと館
- (2) トリム広場
- (3) あじさい園
- (4) 展望台
- (5) 竹林広場
- (6) その他辰ノ口親水公園の設置目的に資する施設

(管理の基本)

第4条 辰ノ口親水公園は、常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運用をしなければならない。

(供用日等)

第5条 辰ノ口親水公園の供用日及び供用時間は、規則で定める。

2 市長は、特別な理由があると認めるときは、供用日及び供用時間を臨時に変更することができる。

(行為の特例)

第6条 辰ノ口親水公園の設置目的を達成するために必要であると市長が認めの場合に限り、当該施設において、次の行為をすることができる。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 集会、展示会その他これらに類する催しのため、施設の一部又は全部を独占して使用すること。
- 2 前項の場合において、市長は、辰ノ口親水公園の管理・運営上必要な条件を付すことができる。

(入場の制限等)

第7条 市長は、辰ノ口親水公園に入場しようとする者又は現に入場している者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その入場を拒否し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集団的又は常習的な暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) その他市長が不適当と認めるとき。

(原状回復義務等)

第8条 辰ノ口親水公園において、その施設及び備品等を損傷させ、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 辰ノ口親水公園の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により辰ノ口親水公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、辰ノ口親水公園の供用日及び供用時間を臨時に変更することができる。
- 3 第1項の規定により辰ノ口親水公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第6条及び第7条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとする。

- (1) 辰ノ口親水公園の行為の許可等に関する業務
- (2) 辰ノ口親水公園の維持管理（市長が必要と認める事項に限る。）に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が辰ノ口親水公園の管理上必要と認める業務

(管理の基準)

第11条 指定管理者は、第4条に規定するもののほか、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (2) 平等かつ適正なサービスの提供を行うこと。
- (3) 辰ノ口親水公園の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理業務により取得した個人情報を適正に取り扱うこと。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第84号

常陸大宮市花立自然公園の設置及び管理に関する条例

常陸大宮市花立自然公園の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

花立自然公園について、民間事業者が有する専門的な知識や経験等を活用することで施設の魅力向上及び地域の活性化を図るとともに、市の財政負担の軽減等を目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく公共施設等運営権を民間事業者に設定し施設運営をするため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市花立自然公園の設置及び管理に関する条例

常陸大宮市花立自然公園の設置及び管理に関する条例（平成17年常陸大宮市条例第29号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 設置及び管理（第1条—第12条）
- 第2章 指定管理者制度（第13条—第16条）
- 第3章 公共施設等運営権（第17条—第24条）
- 第4章 雜則（第25条）

附則

第1章 設置及び管理

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、常陸大宮市花立自然公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 本市の豊かな自然資源を活かした観光レクリエーションの場を提供することで、交流人口の拡大を図り、もって地域振興に資するため、常陸大宮市花立自然公園（以下「花立自然公園」という。）を常陸大宮市高部4611番地の1に設置する。

（施設）

第3条 花立自然公園は、次に掲げる施設で構成する。

- (1) バーベキュー施設
- (2) 広場
- (3) 簡易宿泊施設
- (4) 天体観測施設
- (5) 管理棟
- (6) 野外ステージ
- (7) その他花立自然公園の設置目的に資する施設

（管理の基本）

第4条 花立自然公園は、常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運用をしなければならない。

（供用日等）

第5条 花立自然公園の供用日及び供用時間は、規則で定める。

2 市長は、特別な理由があると認めるときは、供用日及び供用時間を臨時に変更することができる。

(利用の許可)

第6条 別表に掲げる施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定によりその利用を申請した者が第11条各号のいずれかに該当するときは、許可しないことができる。

3 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、利用の制限その他の条件を付して許可することができる。

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。

(2) 利用の許可条件に違反したとき。

(3) その他市長が不適当と認めるとき。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に掲げる施設の利用に係る料金（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 市長は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、利用の許可によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 利用者は、その利用を終了したとき（第7条の規定により利用の許可を取り消されたときを含む。）は、当該施設及びその備品等を速やかに原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(行為の特例)

第10条 花立自然公園の設置目的を達成するために必要であると市長が認める場合に限り、当該施設において、次の行為をすることができる。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 集会、展示会その他これらに類する催しのため、施設の一部又は全部を独占して使用すること。

2 前項の場合において、市長は、花立自然公園の管理・運営上必要な条件を付すことができる。

(入場の制限等)

第11条 市長は、花立自然公園に入場しようとする者又は現に入場している

者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その入場を拒否し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集団的又は常習的な暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) その他市長が不適当と認めるとき。

(原状回復義務等)

第12条 花立自然公園において、その施設及び備品等を損傷させ、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第2章 指定管理者制度

(指定管理者による管理)

第13条 花立自然公園の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により花立自然公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、花立自然公園の供用日及び供用時間を臨時に変更することができる。
- 3 第1項の規定により花立自然公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第6条、第7条、第10条及び第11条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとする。ただし、第17条の規定により花立自然公園の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定する場合にあっては、第1号に掲げる業務に限る。

- (1) 花立自然公園の施設の利用の許可等に関する業務
- (2) 花立自然公園の維持管理（市長が必要と認める事項に限る。）に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が花立自然公園の管理上必要と認める業務

(管理の基準)

第15条 指定管理者は、第4条に規定するもののほか、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。

- (2) 平等かつ適正なサービスの提供を行うこと。
 - (3) 花立自然公園の維持管理を適切に行うこと。
 - (4) 指定管理業務により取得した個人情報を適正に取り扱うこと。
- (利用料金)

第16条 第13条第1項の規定により花立自然公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条第1項の規定にかかわらず、指定管理者に花立自然公園の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 利用料金は、別表に掲げる使用料の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。
- 3 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第3章 公共施設等運営権

(公共施設等運営権の設定)

第17条 市長は、PFI法第16条の規定により選定事業者（PFI法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に花立自然公園の運営等に係る公共施設等運営権を設定することができる。

(公共施設等運営権に関する実施方針の策定)

第18条 市長は、前条の規定により、公共施設等運営権を設定されることとなる事業者を選定しようとするときは、PFI法第5条第1項の規定に基づき実施方針を定めるものとする。

(民間事業者選定の手続)

第19条 花立自然公園の運営等に係る公共施設等運営権を設定される選定事業者として選定されようとする民間事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に花立自然公園の運営等の業務を実施することができると認める者を選定事業者として選定するものとする。

- (1) 業務実施計画が花立自然公園の運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) 業務実施計画を適正かつ確実に実施するために必要な能力を有する者であること。
- (3) 業務実施計画の内容が花立自然公園の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める基準を満たすこと。

(公共施設等運営権者による運営等の基準)

第20条 第17条の規定により公共施設等運営権を設定された事業者（以下

「公共施設等運営権者」という。)は、花立自然公園を常に良好な状態に維持管理し、経済的価値を十分に發揮するよう最も効率的にこれを運営しなければならない。

2 花立自然公園の供用日、供用時間その他運営等について必要な事項は、公共施設等運営権者が市長と協議して定める。

(公共施設等運営権者による業務の範囲)

第21条 公共施設等運営権者は、地域の活性化に資する企画、市内外の観光客へのレクリエーション及び宿泊のための施設の提供その他施設の運営等に関する業務を行う。

2 市長は、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的な内容を定めることができる。

(公共施設等運営権者が收受する利用料金)

第22条 第17条の規定により公共施設等運営権者が設定された場合は、第16条第1項の規定にかかわらず、利用者は公共施設等運営権者に対し、利用料金(PFI法第2条第6項に規定する利用料金をいう。次項において同じ。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、施設の利用状況等を勘案して公共施設等運営権者が定める。

(公共施設等運営権の対価)

第23条 市長は、公共施設等運営権者から、PFI法第20条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部(以下「公共施設等運営権の対価の額」という。)を徴収することができる。

2 公共施設等運営権の対価の額、支払方法その他必要な事項は、PFI法第22条第1項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。

(公共施設等運営権の移転の特例)

第24条 市長は、公共施設等運営権の移転を受ける者が次に掲げる基準に適合する場合は、PFI法第26条第4項ただし書の規定により同条第2項の許可をすることができる。

(1) 公共施設等運営権の移転を受ける者が、PFI法第9条各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。

第4章 雜則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条、第8条、第16条関係）

施設名	定員	使用料		
バーべキュー施設	4人	1基 1,030円		
簡易宿泊施設	6人	5月～10月	1泊 1棟（4人まで）	12,560円 ただし、1人増すごとに2,080円加算
		11月～4月	1泊 1棟（4人まで）	8,370円 ただし、1人増すごとに1,030円加算
		休憩 1棟	5,230円	
		暖房料 1棟	510円	
野外ステージ	—	9時～17時	1時間	510円
		17時～21時	1時間	1,030円

備考 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合において、その端数が30分未満のときは切り捨て、30分以上のときは1時間として計算する。ただし、利用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。

議案第85号

常陸大宮市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正により、国政選挙における選挙運動の公費負担の限度額が改定されたことを踏まえ、市議会議員及び市長の選挙においてもこれに準じた措置を講ずるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成30年常陸大宮市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の常陸大宮市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第86号

常陸大宮市印鑑条例の一部を改正する条例

常陸大宮市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

総務省印鑑登録システム標準仕様書の改定に伴い、印鑑登録原票の登録事項等を見直すため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市印鑑条例の一部を改正する条例

常陸大宮市印鑑条例（昭和55年大宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第10条第1項中「第4条第3項第3号、第4号、第6号又は第7号」を「第4条第3項第3号から第6号までに掲げる事項」に、「登録事項変更届により、速やかに」を「その旨を」に改め、同条第3項中「第4条第3項第3号、第4号、第6号又は第7号に規定する」を「第1項の規定による届出に係る」に改める。

第11条第1項第4号中「同項第7号」を「同項第6号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 87 号

常陸大宮市税条例の一部を改正する条例

常陸大宮市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、常陸大宮市税条例（平成元年大宮町条例第 32 号）の一部を改正する必要が生じたため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市税条例の一部を改正する条例

常陸大宮市税条例（平成元年大宮町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るもの）を除く。」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1）葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。た

だし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の常陸大宮市税条例（以下「新条例」という。）

第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものと除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の常陸大宮市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、常陸大宮市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 常陸大宮市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次

号において同じ。) の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第88号

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正され、利用乳幼児に対する健康診断に関する規定が見直されたことを受け、同省令に準じた措置を講ずるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年常陸大宮市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第89号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行等に伴い、常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年常陸大宮市条例第23号）ほか3条例の関係規定を整理するため、本条例を提案するものです。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年常陸大宮市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年常陸大宮市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(常陸大宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 常陸大宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年常陸大宮市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(常陸大宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 常陸大宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年常陸大宮市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第90号

道の駅常陸大宮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

道の駅常陸大宮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

道の駅常陸大宮のバーベキュー施設について、昨今の物価高騰等の影響により、施設運営に係る経費が高騰していることから、その使用料を見直すため、本条例を提案するものです。

道の駅常陸大宮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

道の駅常陸大宮の設置及び管理に関する条例（平成27年常陸大宮市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表バーべキュー施設（1基）の項中「500円」を「2,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第91号

常陸大宮市営公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市営公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

市営公園については、利用者の減少、施設の老朽化等の現状を踏まえ、市営公園の管理の見直しを図り、公園施設の適正な配置及び効率的な管理運営を推進するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市営公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市営公園の設置及び管理に関する条例（平成19年常陸大宮市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第7条を次のように改める。

（行為の許可の取消し等）

第7条 市長は、第4条第1項又は第3項の許可（以下「行為の許可」という。）を受けた者が、行為の許可後においても、前条第1項各号に該当するとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、その行為の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止を命ずることができる。

（1）偽りその他不正な手段により行為の許可を得たとき。

（2）利用の制限及び行為の許可条件に違反したとき。

第8条から第10条までを削り、第11条を第8条とする。

第12条第2項中「及び第6条から第8条まで」を「、第6条及び第7条」に改め、同条第3項を削り、同条を第9条とする。

第13条第1号中「公園の利用及び」を削り、同条第2号中「公園の利用」を「行為」に改め、同条を第10条とし、第14条を第11条とする。

第15条を削る。

第16条第1項第1号中「、第5条又は第7条第3項」を「又は第5条」に改め、同項第2号中「第8条」を「第7条」に改め、同条第2項を削り、同条を第12条とし、第17条を第13条とする。

別表第1中大宮自然公園の項から辰ノ口親水公園の項まで及びやすらぎの森公園の項を削り、泉公園の項の次に次のように加える。

中富児童公園	常陸大宮市中富町1087番地の15
--------	-------------------

別表第1清流公園の項、南皆沢公園の項及びもりがね富士見公園の項を削り、同表に次のように加える。

野口内原台団地公園	常陸大宮市野口1650番地の27
三王山自然公園	常陸大宮市秋田428番地の2

別表第2及び別表第3を削り、別表第1を別表とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(常陸大宮市三王山自然公園施設の設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 常陸大宮市三王山自然公園施設の設置及び管理に関する条例（平成19年常陸大宮市条例第25号）は、廃止する。

議案第92号

常陸大宮市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

常陸大宮市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

久慈川緊急治水対策プロジェクトにおける堤防整備工事により、グラウンド
の大部分が堤防用地となる西野内グラウンドを廃止するため、本条例を提案す
るものです。

常陸大宮市営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

常陸大宮市営グラウンドの設置及び管理に関する条例（令和2年常陸大宮市
条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「，位置等」を「及び位置」に改め、同項の表を次のように改
める。

名称	位置
若林グラウンド	常陸大宮市若林1376番地

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第93号

常陸大宮市社会体育施設条例の一部を改正する条例

常陸大宮市社会体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

社会体育施設については、町村合併前に整備された施設を引き継ぎ、市民の利用に供してきたが、公共施設等総合管理計画に基づき、利用者が少ない山方柔剣道場ほか5施設を廃止するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市社会体育施設条例の一部を改正する条例

常陸大宮市社会体育施設条例(平成17年常陸大宮市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第7号を削る。

別表第1常陸大宮市山方運動公園の部野球場附属施設の項、常陸大宮市美和運動公園の部多目的グラウンド附属施設の項及びテニスコートの項、常陸大宮市緒川運動公園の部多目的グラウンド附属施設の項、常陸大宮市御前山運動公園の部テニスコートの項並びに常陸大宮市山方柔剣道場の部を削る。

別表第2有料施設の表常陸大宮市山方運動公園の部野球場附属施設の項、常陸大宮市美和運動公園の部多目的グラウンド附属施設の項及びテニスコートの項、常陸大宮市緒川運動公園の部多目的グラウンド附属施設の項、常陸大宮市御前山運動公園の部テニスコートの項並びに常陸大宮市山方柔剣道場の部を削る。

別表第4第3項第1号の表中

「

午後	夜間	その他
13時～17時	18時～21時	(1時間当たり)
4, 180円	3, 130円	1, 030円
8, 370円	6, 280円	2, 080円
8, 370円	6, 280円	2, 080円
16, 750円	12, 560円	4, 180円

」を

「

午後	その他
13時～17時	(1時間当たり)
4, 180円	1, 030円
8, 370円	2, 080円
8, 370円	2, 080円
16, 750円	4, 180円

」に

改め、同項中第2号の表を削り、第3号の表を第2号の表とする。

別表第4第4項第1号の表中

「

午後	夜間	その他
13時～17時	18時～21時	(1時間当たり)
1面 620円	1面 460円	1面 150円
1面 1,250円	1面 930円	1面 300円

」を

「

午後	その他
13時～17時	(1時間当たり)
1面 620円	1面 150円
1面 1,250円	1面 300円

」に

改め、同項中第2号の表及び第3号の表を削り、第4号の表を第2号の表とする。

別表第4第5項中第2号の表を削り、「(1) 多目的グラウンド利用料金」を「多目的グラウンド利用料金」に、

「

午後	夜間	その他
13時～17時	18時～21時	(1時間当たり)
1面 620円	1面 460円	1面 150円
1面 1,250円	1面 930円	1面 300円

」を

「

午後	その他
13時～17時	(1時間当たり)
1面 620円	1面 150円
1面 1,250円	1面 300円

」に

改める。

別表第4第6項中第1号の表を削り、第2号の表を第1号の表とし、第3号の表を第2号の表とする。

別表第4第8項の表を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第94号

常陸大宮市火災予防条例の一部を改正する条例

常陸大宮市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災に関する注意報や警報の的確な発令及びそれらに基づく火の使用の制限等の措置を講ずるに当たり、必要な規定を整備するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市火災予防条例の一部を改正する条例

常陸大宮市火災予防条例（平成16年大宮町条例第47号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2
—第29条の7）」

を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2
—第29条の7）

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」
に改める。

第29条各号列記以外の部分中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3号中「野外」を「屋外」に改め、同条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条第5号中「消防活動」を「消火活動」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長等は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第95号

常陸大宮市山方養殖施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

常陸大宮市山方養殖施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

山方養殖施設については、冷水性魚類の養殖事業に対する需要の減少等により、平成29年度をもって休止としたが、今後も有効利用が見込めないことから、当該施設を用途廃止とするため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市山方養殖施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

常陸大宮市山方養殖施設の設置及び管理に関する条例（平成16年大宮町条例第129号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第96号

常陸大宮市母子父子福祉手当等支給条例を廃止する条例

常陸大宮市母子父子福祉手当等支給条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

国において、ひとり親家庭等に対する手当等が拡充されてきている状況を踏まえ、市独自に支給してきた母子父子福祉手当及び遺児弔慰金を廃止するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市母子父子福祉手当等支給条例を廃止する条例

常陸大宮市母子父子福祉手当等支給条例（平成16年大宮町条例第87号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第97号

常陸大宮市山方自然生態觀察施設淡水魚館の設置及び管理に関する条例
を廃止する条例

常陸大宮市山方自然生態觀察施設淡水魚館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

山方自然生態觀察施設淡水魚館については、利用者の減少等により令和4年度をもって休止としたが、今後も有効利用が見込めないことから、当該施設を用途廃止とするため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市山方自然生態觀察施設淡水魚館の設置及び管理に関する条例
を廃止する条例

常陸大宮市山方自然生態觀察施設淡水魚館の設置及び管理に関する条例（平成17年常陸大宮市条例第42号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第98号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市北町400番地の2
おおみやコミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

常陸大宮市北町400番地の2
一般社団法人常陸大宮市シルバー人材センター
理事長 佐藤 隆男

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第99号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市上村田882番地の5
大宮南部コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

常陸大宮市●●●●●
常陸大宮市上村田区
区長 寺門 憲之

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第100号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市山方530番地の1
神奉地コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

常陸大宮市山方530番地
一般財団法人常陸大宮市観光物産協会
理事長 鈴木 定幸

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第101号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市工業団地1番地の34
くりえーとセンター大宮

2 指定管理者に指定する団体

常陸大宮市工業団地25番地
一般財団法人常陸大宮市スポーツ協会
理事長 中村 弘道

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第102号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市秋田428番地の2
三王山自然公園

2 指定管理者に指定する団体

常陸大宮市高部3734番地の2
有限会社ヨシカワクリエイト
代表取締役 河西 英明

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第103号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市下伊勢畠2370番地
常陸大宮市御前山青少年旅行村

2 指定管理者に指定する団体

常陸大宮市高部3734番地の2
有限会社ヨシカワクリエイト
代表取締役 河西 英明

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第104号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市下村田2387番地
常陸大宮市屋内こどもの遊び場

2 指定管理者に指定する団体

常陸大宮市下村田2387番地
常陸大宮街づくり株式会社
代表取締役 海老根 純也

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第105号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市辰ノ口1339番地の2
常陸大宮市辰ノ口親水公園

2 指定管理者に指定する団体

常陸大宮市●●●●●
常陸大宮市辰ノ口区
区長 古徳 昭男

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第106号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市工業団地25番地
西部総合公園

2 指定管理者に指定する団体

常陸大宮市工業団地25番地
一般財団法人常陸大宮市スポーツ協会
理事長 中村 弘道

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第107号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

公の施設の名称	所 在 地
常陸大宮市大宮運動公園	常陸大宮市鷹巣1860番地
常陸大宮市山方運動公園	常陸大宮市山方5819番地
常陸大宮市美和運動公園	常陸大宮市上檜沢1523番地、1741番地の3
常陸大宮市緒川運動公園	常陸大宮市上小瀬5777番地
常陸大宮市御前山運動公園	常陸大宮市野口3195番地

2 指定管理者に指定する団体

常陸大宮市工業団地25番地
一般財団法人常陸大宮市スポーツ協会
理事長 中村 弘道

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸